

平成 27 年 3 月 16 日
第 200 回都市計画審議会

練馬区都市計画マスタープラン変更原案について

1 都市計画マスタープランの位置づけと目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である。「都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープラン」とされる。

練馬区都市計画マスタープランは、今後の区政運営の方向性を明らかにした「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～（案）以下「ビジョン」という。）」のまちづくり分野の計画として、まちの将来像、個別の都市計画の方針を示すものである。

2 都市計画マスタープランの変更原案

練馬区都市計画マスタープランは、区全体のまちづくりの理念や基本的な考え方を示した全体構想（平成 13 年 3 月）および区を 7 つの地域に分け、それぞれの地域のまちづくりの課題等を整理し、まちづくりの方向性を示した地域別指針（平成 15 年 6 月）からなる。

策定後 10 年以上が経過した為、社会状況の変化、区のまちづくりの進展等を踏まえ、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号）の規定に基づき、改定手続きを進めている。

平成 24 年度は、練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書（平成 24 年 12 月）を作成した。平成 25 年 4 月には、区長から練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会に、練馬区都市計画マスタープラン変更素案の検討を諮問し、平成 26 年 5 月には、変更素案の答申を受けた。

その後、変更素案を踏まえ、ビジョンとの整合性を図り、今回変更原案を策定したところである。

3 これまでの経過と今後の予定

《平成 24 年度》

7月12日	環境まちづくり委員会	改定について報告
7月25日	都市計画審議会	同上
9月	区民アンケート（3000名無作為抽出）	
10月4日	環境まちづくり委員会	実施状況報告書の作成報告
11月4日	ワークショップ	
11月5日	都市計画審議会	実施状況報告書の作成報告
12月19日	環境まちづくり委員会	実施状況報告書報告
12月26日	都市計画審議会	同上
1月11日～	実施状況報告書公表、意見書受付、説明会実施 まちづくり関係団体ヒアリング	
3月11日	環境まちづくり委員会	改定方針等報告
3月21日	都市計画審議会	同上

《平成 25 年度》

4月26日	部会へ諮問および検討開始（9回開催）	
5月15日		
～2月19日	区民意見交換会（ワークショップ形式・10回開催）	
5月21日	環境まちづくり委員会	変更素案作成について
7月3日	都市計画審議会	変更素案作成について
9月12日、13日	区政モニター懇談会	
10月29日	まちづくり学生ワークショップ（武蔵大学）	
11月8日	都市計画審議会	中間のまとめ報告
11月12日	環境まちづくり委員会	中間のまとめ報告

《平成 26 年度》

5月16日	部会からの答申（変更素案）	
5月27日	環境まちづくり委員会	変更素案（答申）について
	都市計画審議会	変更素案（答申）について
3月11日	環境まちづくり委員会	変更原案報告
3月16日	都市計画審議会	変更原案報告

《平成 27 年度》

5月	変更の原案公告・縦覧、意見書受付、説明会実施	
7月	変更の案公告・縦覧、意見書受付	
10月	都市計画審議会付議	
10月	計画改定	

4 資料

- (1) 練馬区都市計画マスタープラン変更原案（概要版）
- (2) 練馬区都市計画マスタープラン変更原案（冊子）